

## 令和3年度村山市住宅リフォーム支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 この要綱は、本市における住宅のリフォーム工事等の促進による住環境の整備、定住促進、及び建築関連業界の振興を図るために、住宅のリフォーム工事に要する経費に対して、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 村山市内に存する住宅で、現に自らが所有し、かつ、自らが居住する一戸建ての住宅。(併用住宅は住宅部分を対象とする。)

なお、所有者及び居住者は次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

ロ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ハ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

ニ その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 住宅等 住宅並びにそれらに付属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。

(3) リフォーム等工事 次のいずれかに該当するものをいう。ただし、市が実施する他の制度要綱等に該当させる住宅リフォームに関連する工事部位を除く。

イ) 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、模様替え、更新及び部分耐震補強等を行う工事。(設計及び工事監理に要する費用を含む。)

ロ) 住宅等に増築する工事(増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。)

(4) 部分耐震補強 耐震診断(村山市木造住宅耐震診断士派遣事業実施規程(平成17年4月1日施行。)第2条第1号に規定する耐震診断。以下「耐震診断」という。)を実施し、総合評点(村山市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱(平成21年4月1日施行。)第2条第3項に規定する総合評点をいう。以下「総合評点」という。)を向上させる工事をいう。

(5) 市内建設業者 市内に本社若しくは事業所を有する法人又は個人事業主をいう。

(6) 移住世帯 平成28年4月1日以降に山形県外から村山市に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地(岩手、宮城及び福島各県に限る。)に居住し

ており、平成28年3月31日までの間に村山市に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を村山市へ提出した世帯員がいる世帯をいう。

(7) 新婚世帯 婚姻した日から5年以内である世帯をいう。

(8) 子育て世帯 平成15年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金申請時において、本市に住所を有すること。ただし、本市に住所を有しない場合は、補助金申請年度の3月末日までに転入し当該住宅に居住すること。

(2) 市税、水道料金及び下水道料金を滞納がないこと。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) リフォーム等工事に係る費用が1戸当たり20万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）であること。

(2) 原則として、市内建設業者と工事請負契約を締結すること。

(3) 補助金の交付決定後に着手すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次に掲げる各号の合算額とする。

(1) 対象となるリフォーム等工事に係る費用に10パーセントを乗じて得た額とし、20万円を限度とする。ただし、住宅の部分耐震補強を含む工事の場合は30万円を限度とする。

(2) 県要綱（需要創出）第3条第1項第1号に規定するリフォーム等工事に該当する工事を行う場合には、同要綱第4条第1項に規定する補助金の額。要綱第2条第1項第6号、第7号、第8号に規定する世帯が、県要綱（移住・定住）第3条第1項第1号に規定するリフォーム等工事に該当する工事を行う場合には、同要綱第4条第1項に規定する補助金の額とする。

2 前項第1号の規定にかかわらず、リフォーム等工事が、要綱第2条第1項第6号、第7号、第8号に規定する世帯により行われるもので、県要綱（移住・定住）第3条第1項第1号に規定する工事を含むものについては、前項第1号中「10パーセント」とあるのは「1/6」と、「20万円」とあるのは「25万円」と、「30万円」とあるのは「35万円」と読み替えるものとする。

3 補助金の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、令和3年4月1日以降に着手され、令和4年2月20日までに竣工する補助対象の住宅1戸につき、1回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定にかかわらず、村山市住宅リフォーム支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以

下「申請書」という。)により行うものとする。

2 申請書は、当該申請に係る建築工事に着手する前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。ただし、村山市に住所を有するものが申請する場合、(7)(8)(9)(11)の書類については、同意書(様式8号)をもって確認する。

- (1) 位置図(リフォーム等工事を行う住宅の位置がわかるもの)
- (2) リフォーム等工事の見積書の写し
- (3) リフォーム等工事の図面の写し
- (4) 前5条第1項第2号に掲げるリフォーム等工事を実施する場合は、工事基準点算出表(様式第2号)
- (5) 耐震補強を含む工事の場合は耐震診断による「一般診断法による診断」及び「一般診断法による補強計算」
- (6) 着工前の写真
- (7) 市税を滞納していないことがわかる書類(納税証明書)
- (8) 水道料金・下水道料金納付済証明書
- (9) 住民票謄本
- (10) リフォーム後対象住宅に入居する場合、入居確約書
- (11) 要綱第2条第7号に定める新婚世帯で法律婚の場合、戸籍謄本
- (12) 申請者用チェックリスト
- (13) 県産木材を使用する場合は、県産木材使用チェックリスト【計画】
- (14) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、村山市補助金等交付規則第6条の規定によりその適否を審査し、適当と認めるときは、同規則第8条の規定により、村山市リフォーム支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)を申請者に交付するものとする。

(内容変更等の承認)

第8条 規則第7条第1項第1号の規定により建築工事の変更又は中止について承認を受けようとする者は、村山市リフォーム支援事業費補助金交付変更(取下げ)申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号アに規定する軽微な変更とは、補助金の額の変更をしない工事等の変更の場合とする。

3 市長は、第8条第1項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、村山市リフォーム支援事業補助金交付変更決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(完了報告)

第9条 実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、村山市リフォーム支援事業費工事完了報告書(様式第6号。以下「完了報告書」という。)によるものとする。

2 完了報告書は、建築工事が完了した日から20日を経過した日以内又は当該年度の2

月20日までのいずれか早い日まで市長に報告するものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) リフォーム等工事に要した費用に係る契約書の写し
  - (2) リフォーム等工事に要した費用に係る領収書の写し
  - (3) リフォーム等工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
  - (4) 県産木材を使用した場合は、県産木材使用チェックリスト【実績】
  - (5) リフォーム後対象住宅に入居する場合、入居後の住民票謄本
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第10条 市長は前条の報告を受けたときは、村山市補助金等交付規則第15条の規定により、審査及び場合により現地検査を行い、額を確定し、申請者に村山市住宅リフォーム支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第7号)を通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、村山市住宅リフォーム支援事業費補助金の請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の取り消し及び返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
  - (2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。
- 3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(罰則)

第13条 前条の補助金の取り消し及び返還の事由が、施工業者による場合は、その後、当該施工業者の行う工事に対して、村山市住宅リフォーム支援事業費補助金の交付を行わないこととする。

(書類の整備)

第14条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。